

【今号の内容】

- 女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ
- テレワーク・セミナーin東京
- 会社分割時の労働者保護手続が変わりました！
- 「イクメン企業アワード2016」「イクボスアワード2016」の取組事例
- 「働きやすい企業」認定マークを御紹介します
- 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)が公共調達で有利になります！
- 「病気休暇制度」を導入しましょう
- パンフレット「育児・介護休業等に関する規則の規定例」

---

女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金  
のお知らせ

---

県では、女性の活躍の推進を図るため、県内に所在し常時雇用する労働者数が300人以下の企業を対象に、従業員を女性の活躍に関する各種研修会に派遣する際の費用の一部を助成いたします。

是非、当該助成金を御活用ください。

- 1 支給対象経費  
研修費及び研修で使用する教材費
- 2 支給率 1／2
- 3 支給上限 18万円／企業（6万円／人）
- 4 受付期限 平成28年12月末日（土日祝日及び閉庁日を除く）

※ 受付期限が近いので、お早めにお申込みください。

※ 支給には女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定が必要となります。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

---

テレワーク・セミナーin東京

---

テレワークは、ICTを活用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークによる働き方によって、育児・介護と仕

事の両立や、企業の生産性向上などが実現する可能性があります。本セミナーでは、テレワークを導入するにあたって、必要な労務管理、テレワークの活用方法、導入企業の事例等を説明します。

日時 平成28年12月14日（水）13:00～16:00  
引き続き16:00より個別相談会  
場所 全国町村会館（東京都千代田区永田町1-11-35）  
定員 200名  
参加費 無料

<http://www.japan-telework.or.jp/>

---

### 会社分割時の労働者保護手続が変わりました！

---

会社分割時の労働者保護のために定められている「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」の施行規則及び指針が改正されました。

また、事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意する事項に関する指針が策定されました。

平成28年9月1日から施行・適用となりましたので、労働者の保護と円滑な組織再編とがともに図られるよう、適切に御対応ください。

問い合わせ 栃木労働局雇用環境・均等室  
028-633-2795

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html)

---

### 「イクメン企業アワード2016」「イクボスアワード2016」の取組事例

---

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。又は、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

「イクメンプロジェクト」では、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進して

います。

「イクメンワード2016」受賞企業の取組事例集及び  
「イクボスアワード2016」受賞者のインタビュー集が  
公開されました。

是非、各企業での取組の参考になさってください。

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/case/>

---

### 「働きやすい企業」認定マークを御紹介します

---

厚生労働省では「従業員の子育て支援」や「女性の活躍」などについて、取組が優良な企業に対し、認定マークを交付しています。認定マーク取得に向けて各種取組を推進しましょう。

#### 1 くるみん

「子育てサポート企業」として認定を受けた企業が使用できるマークです。

#### 2 えるぼし

女性の活躍促進に関する取組が優良な企業として認定を受けた企業が使用できるマークです。

#### 3 ユースエール

若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況が優良な企業として認定を受けた企業が使用できるマークです。

#### 4 安全衛生優良企業

労働者の安全や健康確保の対策に積極的に取り組んでいる企業として認定を受けた企業が使用できるマークです。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/20160630hatarakiyasuikigyou.pdf>

---

女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）が公共調達で有利になります！

---

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定

企業（えるぼし認定企業）などを加点評価するよう、定められました。

えるぼし認定の取得を目指しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

---

### 「病気休暇制度」を導入しましょう

---

いま、病気療養のための休暇が必要とされています。

近年の医療技術の進歩により、これまでは治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。こうした労働者をサポートするため、

- 治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度
- 年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度
- 療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度等を導入することの必要性が高まっています。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/index.html>

---

### パンフレット「育児・介護休業等に関する規則の規定例」

---

子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくために、育児介護休業法を改正する法律が平成28年1月1日から施行されます。

このパンフレットでは、就業規則における育児・介護休業法に沿った育児・介護休業等の取扱いを踏まえた育児・介護休業等に関する規則の規定例について簡単に解説します。事業所における就業規則等の整備にお役立てください。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/33\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/33_01.pdf)

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、  
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ  
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225